

○山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則

平成二十三年三月二十八日

山梨県規則第五号

改正 平成二四年三月三〇日規則第二九号

平成二五年三月二八日規則第一八号

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第二条 山梨県立富士北麓駐車場の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(指定管理者の指定の申請)

第三条 条例第六条第一項の規定による山梨県立富士北麓駐車場の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（第一号様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(平二五規則一八・追加)

(駐車の許可)

第四条 条例第八条第一項の許可は、駐車券（第二号様式）の交付があったときに行われたものとする。

(平二五規則一八・旧第三条繰下・一部改正)

(行為の許可)

第五条 条例第十条第一項の許可を受けようとする者は、行為許可申請書(第三号様式)に、配置図その他知事が必要と認める書類を添付して、当該許可に係る行為をしようとする日の十四日前までに、これを知事に提出しなければならない。

2 条例第十条第一項後段の規定により変更の許可を受けようとする者は、変更許可申請書(第四号様式)に、知事が必要と認める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(平二五規則一八・旧第四条繰下・一部改正)

(駐車料金等の還付)

第六条 条例第十二条ただし書の特別な理由は、条例第八条第一項又は第十条第一項の規定により許可を受けた者の責めに帰すことができない理由により当該許可に係る行為をすることができなくなった場合とし、同条ただし書の規定により還付する駐車料金又は使用料(以下「駐車料金等」という。)の額は、駐車料金等の全額とする。

2 条例第十二条ただし書の規定により駐車料金等の還付を受けようとする者は、駐車料金等還付申請書(第五号様式)に、知事が必要と認める書類を添付して、同条ただし書の特別の理由が生じた日から起算して十五日以内に、これを知事に提出しなければならない。

(平二五規則一八・旧第五条繰下・一部改正)

(駐車料金等の免除)

第七条 条例第十三条の特別な理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、同条の規定により免除することができる駐車料金等の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者(次項において「障害者」という。)が現に乗車している自動車(乗車定員十人以下のものに限る。)を駐車するとき。 駐車料金の全額

二 富士北麓地域の観光の振興に資すると認められる行為のために使用するとき。 使用料の全額

三 前二号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。 駐車料金等のうち知事が相当と認める額

2 前項第一号に該当する場合において、条例第十三条の規定により駐車料金の免除を受けようとする者は、現に乗車している者が障害者であることを証する書類を知事に提示しなければならない。

- 3 第一項第二号又は第三号に該当する場合において、条例第十三条の規定により駐車料金等の免除を受けようとする者は、駐車料金等免除申請書（第六号様式）に、知事が必要と認める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

（平二五規則一八・旧第六条繰下・一部改正）

（補則）

第八条 この規則に定めるもののほか、山梨県立富士北麓駐車場の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（平二五規則一八・旧第七条繰下）

附 則

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第二九号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 1 3 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則第二号様式による行為許可申請書は、この規則による改正後の山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則第二号様式による行為許可申請書とみなす。

附 則（平成二五年規則第一八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成二十五年山梨県条例第二十六号）附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立富士北麓駐車場の管理に関し地方自治法（昭和二十三年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則第三条及び第一号様式の規定の例による。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による

改正後の山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地

団体の名称

代表者の氏名 印

指定管理者指定申請書

山梨県立富士北麓駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立富士北麓駐車場  
設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

第2号様式(第4条関係)

駐 車 券	No.	駐 車 券	No.
	(切取線)		
	円		円
山梨県立富士北麓駐車場		山梨県立富士北麓駐車場	

本券をもって領収書に代えます。 本券の払戻し及び再発行はいたしません。	
--	--

注 寸法、デザイン等については、適宜変更して使用することができる。

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所  
ふりがな  
氏名 印  
生年月日 年 月 日  
(団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名及び生年月日)

行為許可申請書

次の行為について、山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例第10条第1項の規定により、許可を申請します。

行為の内容	種類	条例第10条第1項第 号
	目的	
行為の方法		
行為の場所	第1駐車場・第3駐車場・第4駐車場・その他( )	
面積	m <sup>2</sup>	
行為の期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
使用料の額	円	
備考		
<input type="checkbox"/> 誓約等 (誓約等をする場合は、 <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。)	1 この申請による行為は、暴力団の利益となるものではありません。 2 この申請による行為が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消されても、異存はありません。 3 私(団体である場合には、その役員を含む。)が暴力団・暴力団員等(※)であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。 ※ 暴力団員等：暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者	

- 注 1 「行為の場所」欄は、申請しようとする場所を○で囲むこと。  
2 「面積」欄は、仮設テントを設けて物品の販売等を行う場合又は催しを実施する場合に占有する面積を記入すること。  
3 申請者が団体である場合は、その役員の役職名、住所、氏名(ふりがなを付す。)及び生年月日を記載した書類を添付すること。

第4号様式(第5条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印  
(団体にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

変更許可申請書

年 月 日付け山梨県指令 第 号で許可になった事項を次のとおり  
変更したいので、山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例第10条第1項後段の規定によ  
り、変更の許可を申請します。

変更をしようとする事項	変 更 前	変 更 後
変更の理由		
変更後の使用料の額		円

注 「変更後の使用料の額」欄は、占用する面積に変更があつた場合に記入すること。

第5号様式(第6条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印  
(団体にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

駐車料金等還付申請書

次の駐車料金・使用料について、山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例第12条ただし書の規定により、その全部・一部の還付を申請します。

許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可を受けた行為	
納付済駐車料金等の額	円
還付を受けようとする額	円
申請の理由	

- 注 1 駐車料金・使用料のいずれかを○で囲むこと。  
2 全部・一部のいずれかを○で囲むこと。  
3 「許可を受けた行為」欄は、使用料の還付を受けようとする場合に、記入すること。

第6号様式(第7条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印  
(団体にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

駐車料金等免除申請書

次の駐車料金・使用料について、山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例第13条の規定により、その全部・一部の免除を申請します。

行為の内容	種類	条例第10条第1項第 号
	目的	
行為の場所	第1駐車場・第3駐車場・第4駐車場・その他( )	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
駐車料金等の額(A)	円	
免除を受けようとする額(B)	円	
納付する駐車料金等の額(A-B)	円	
申請の理由		
備考		

- 注 1 駐車料金・使用料のいずれかを○で囲むこと。  
2 全部・一部いずれかを○で囲むこと。  
3 「行為の場所」欄は、申請しようとする場所を○で囲むこと。

第1号様式（第3条関係）

（平25規則18・追加）

第2号様式（第4条関係）

（平25規則18・旧第1号様式繰下・一部改正）

第3号様式（第5条関係）

（平24規則29・全改、平25規則18・旧第2号様式繰下・一部改正）

第4号様式（第5条関係）

（平25規則18・旧第3号様式繰下・一部改正）

第5号様式（第6条関係）

（平25規則18・旧第4号様式繰下・一部改正）

第6号様式（第7条関係）

（平25規則18・旧第5号様式繰下・一部改正）